

千葉県社会福祉士会 会員：野田

提案に対する意見

①会の運営資金不足を新たな会費徴収方法により確保を図る趣旨には賛成

②会費徴収基準となる前年収入基準から本会事業に関して本会からの支出により得た収入を除くことには反対。本会事業の場合に事務局経費を引くものや一定比率分を本部経費とするなど今後も色々な形態が予測されますが、正会員が本会の資源を用いて得た場合と同様に、最終的に本会事業から本人が得た収入も前年収入基準に加算し一定の収入の有る会員から、運営資金として特別会費を徴収する考えの方が妥当性が有ると考えます。

③上記①、②より今回の提案は正会員から一般会費以外に本会資源及び事業から得た前年申告収入を基準として特別会費を徴収する趣旨のため、既に有る「会費に関する規則」の改定として、あらたに負担金や事務経費拠出金など定款に無い言葉でさらにそれだけ単一の規則などは作るべきではないと考え負担金規則案には反対し、会費等に関する規則の改訂案を添付致します。

案第3号 野田修正案

社団法人千葉県社会福祉士会の会費等に関する規則の改定案について

※ 太字・下線は会費等に関する現行規則

次の規則案について、総会の承認を求めます。定款上総会にて議決、徴収できるものは第10条の会費であり、また第34条の試算の構成では第1項(1)に入会金及び会費とあり

- ① 定款に無い負担金を新規に設定する場合は定款変更の必要が考えられること、例えば、会費、負担金、準会費、賛助会費等の経費の賦課及び徴収方法は総会の議決により定めるなど
- ② 今回の提案趣旨からすれば、正会員の会費に関する、特別会費の新設と考えられ、現会費等の規則の改訂が望ましいと考え、以下に修正案を提案します。

社団法人千葉県社会福祉士会の会費等に関する規則（改定案）

<改訂>平成22年5月29日

（目的）

第1条 この規則は、社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第10条の規定に基づき、本会の会費等の取り扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。又、本件については毎年通常総会において収支予算の中で議決する。

(会費)

第2条 本会の定款第5条第1項第1号に規定する正会員の会費は、一般会費として年額3,000円とする。

2 特別会費としては、正会員が本会の資源を用いて得た又は本会事業に関して本会からの支出により得た報酬、謝金、委託料等の収入(雇用契約に基づく給与、手当、交通費等の実費弁償額は除く)の前年の申告合計金額に基づき、当年の年額は次のとおりとする。

(1) 前年の収入の申告合計金額が100,000円未満の場合は特別会費を徴収しない。

(2) 前年の収入の申告合計金額が100,000円以上300,000円未満の場合の特別会費の年額は10,000円とする。

(3) 前年の収入の申告合計金額が300,000円以上の場合の特別会費の年額は30,000円とする。

3 前項の特別会費の運用は、本会各委員会の代表者による配分委員会の議決および理事会の承認により行うこととする。

(準会費)

第3条 本会の定款第5条第1項第2号に規定する準会員の会費は、準会費として年額2,000円とする。

(賛助会費)

第4条 本会の定款第5条第1項第3号に規定する賛助会員の会費は賛助会費とし、法人の場合は1口10,000円、個人の場合は学生を1口2,000円、学生以外を1口5,000円とし、各々1口以上の口数分を賛助会費の年額とする。

(脱会者の会費等の払戻し)

第5条 脱会による会費等の払戻しは行わない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、申告および納付の方法等必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第7条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。但し、第2条第2項の特別会費については、平成23年の収入から適用し平成24年から申告および納付する。

制定 年 月 日

改訂 年 月 日